

市町村の相談・支援窓口（海匠地区）

※◎：常時実施している ○：実施しているが不定期 △：実施することもある ×：実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法※			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
銚子市	ひきこもり ・ 不登校	銚子市青少年指導センター (銚子市教育委員会社会教育課)	電話:0479-21-0345 月～金 8:30～17:00 住所:288-0021 千葉県銚子市小畑新町7756 (メール)shidoucenter@city.choshi.lg.jp	小学生以上18歳未満の青少年(原則)	◎	◎	◎	直営	保護者・教職員・雇用主等の関係者からの相談に対し、センター職員(指導主事・社会教育指導員)による問題の解決、緩和、改善への援助・支援を実施。
		銚子市教育支援センター (銚子市教育委員会学校教育課)	電話:0479-21-0345 火～金 8:30～17:00 住所:288-0021 千葉県銚子市小畑新町7756 (メール)shidoucenter@city.choshi.lg.jp	小中学生	◎	◎	△	直営	保護者・教職員等の関係者からの相談に対し、専任講師による問題解決、緩和、改善への援助・支援を実施。指導センター職員と連携しての生活・学習支援の実施。
	発達障害	銚子市障害者基幹相談支援センター (社会福祉課障害支援室)	電話:0479-24-8968 月～金 8:30～17:15 住所:銚子市若宮町1番地の1 (メール)shogai@city.choshi.lg.jp	障害のある方、その家族等	◎	◎	◎	直営	社会福祉士や保健師等が障害に関する相談と支援を実施。窓口、電話相談のほか、家庭訪問を実施及び関係機関への連絡調整を行う。
	障害相談 ・ 心の健康	銚子市障害者基幹相談支援センター (社会福祉課障害支援室)	電話:0479-24-8968 月～金 8:30～17:15 住所:銚子市若宮町1番地の1 (メール)shogai@city.choshi.lg.jp	障害のある方、その家族等	◎	◎	◎	直営	社会福祉士や保健師等が障害に関する相談と支援を実施。窓口、電話相談のほか、家庭訪問を実施及び関係機関への連絡調整を行う。
		銚子市地域活動支援センターかんらん (I型)	電話:0479-24-7730 火～土9:00～15:30 住所:銚子市双葉町6-12 (メール)kanran@choshinet.or.jp	障害のある方、その家族等	◎	◎	△	委託	精神保健福祉士等が障害に関する相談と支援を実施。
	児童虐待	健康づくり課 子育て世代包括支援センター すくさば	電話:0479-26-3777 月～金 8:30～17:15 住所 〒288-0047 銚子市若宮町4番地の8	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	保健師、社会福祉士、家庭児童相談員、子育てコンシェルジュ等が子育てで不安や児童虐待の相談等を実施、相談内容に応じ家庭訪問や所内面接、関係機関との連絡調整を実施。
	母子総合相談	健康づくり課 子育て世代包括支援センター すくさば	電話0479-26-3777 月～金 8:30～17:15 住所 〒288-0047 銚子市若宮町4番地の8	18歳未満の児童とその保護者並びに妊婦	◎	◎	◎	直営	母子保健施策と子育て支援施策の両面から妊娠から子育て期にわたり切れ目なく、きめ細やかな相談や情報提供を実施。
	非行 犯罪被害	銚子市青少年指導センター (銚子市教育委員会社会教育課)	電話:0479-21-0345 月～金8:30～17:00 住所:288-0021 千葉県銚子市小畑新町7756 (メール)shidoucenter@city.choshi.lg.jp	小学生以上18歳未満の青少年(原則)	◎	◎	◎	直営	保護者・教職員・雇用主等の関係者からの相談に対し、センター職員(指導主事・社会教育指導員)による問題の解決、緩和、改善への援助・支援を実施。専門機関との連携(児童相談所・銚子警察署等)
DV	子育て支援課	電話0479-24-8967 月～金8:30～17:15 住所 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1		◎	◎	△	直営	相談員がDVの相談を受け、情報提供し、状況によって直接支援を実施	
旭市	ひきこもり	家庭児童相談室 (子育て支援課内)	電話:0479-62-5362 月～金曜日 9:00～16:00 住所:旭市二の1920番地(南分館1階) 庁舎移転(令和3年4月予定) 住所及び電話番号が変わります。 詳細は、今後、旭市ホームページに掲載します。	18歳未満の児童生徒とその保護者	◎	◎	△	直営	不登校・児童養育問題など
	ひきこもり	心配ごと相談 (社会福祉協議会)	電話:0479-57-5577 ・第1水曜日 13:30～15:30 飯岡福祉センター ・第2水曜日 10:00～15:00 青年の家 ・第3水曜日 13:30～15:30 飯岡福祉センター ・第4水曜日 10:00～15:00 青年の家	市民	×	○	×	直営	家庭内の心配ごとなど

市町村の相談・支援窓口（海匠地区）

※◎: 常時実施している ○: 実施しているが不定期 △: 実施することもある ×: 実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法※			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
旭市	不登校 ・ 非行 犯罪被害	教育相談(学校教育) (学校教育課)	電話:0479-55-5726 月～金曜日 8:30～17:00 住所:旭市高生1番地(海上支所2階) 庁舎移転(令和3年4月予定) 住所及び電話番号が変わります。 詳細は、今後、旭市ホームページに掲載します。	小・中学校の児童生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	学校教育についての悩みなど
		教育相談(家庭教育) (生涯学習課)	電話:0479-55-5747 月～金曜日 8:30～12:00 住所:旭市高生1番地(海上支所1階) 庁舎移転(令和3年4月予定) 住所及び電話番号が変わります。 詳細は、今後、旭市ホームページに掲載します。	小・中学校の児童生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	家庭教育・子育ての悩みなど
	職業相談	旭市地域職業相談室 (旭市商工観光課)	電話:0479-62-5359 月～金曜日 9:00～16:30 住所:旭市二の5127番地(旭市青年の家1階) 庁舎移転(令和3年4月予定)により、住所及び電話番号が変わります。(場所は未定)	市民	×	◎	×	直営	新卒者を除く職業相談・紹介
	障害相談	旭市基幹相談 (社会福祉課)	海匠ネットワーク 電話:0479-60-2578 月～土曜日(祝日を除く) 8:30～17:00 住所:旭市口の838番地	障害のある方、その家族等	◎	◎	◎	委託	日常生活全般に関する相談
		旭市障害児等療育相談 (社会福祉課)	ロザリオ発達支援センター 電話:0479-60-0625 月～土曜日(祝日、12月30日～1月3日を除く) 8:30～17:00 住所:旭市野中3845番地	障害のある方、その家族等	◎	◎	◎	委託	日常生活全般に関する相談
		地域活動支援センター (社会福祉課)	地域活動支援センター 友の家 電話:0479-60-0608 月～土曜日(祝日、12月30日～1月3日を除く) 8:30～17:00 住所:旭市野中3820番地15	障害のある方、その家族等	◎	◎	◎	委託	日常生活全般に関する相談
	生活困窮	心配ごと相談 (社会福祉協議会)	電話:0479-57-5577 ・第1水曜日 13:30～15:30 飯岡福祉センター ・第2水曜日 10:00～15:00 青年の家 ・第3水曜日 13:30～15:30 飯岡福祉センター ・第4水曜日 10:00～15:00 青年の家	市民	×	○	×	直営	家庭内の心配ごとなど
		消費生活相談 (旭市消費生活センター)	電話:0479-62-8019 月～金 9:00～16:00 住所:旭市二の5127番地(青年の家1階) 庁舎移転(令和3年4月予定) 住所及び電話番号が変わります。 詳細は、今後、旭市ホームページに掲載します。	市民	◎	◎	×	直営	物品購入時のトラブル、多重債務の相談など
	児童虐待	家庭児童相談室 (子育て支援課内)	電話:0479-62-5362 月～金 9:00～16:00 住所:旭市二の1920番地(南分館1階) 庁舎移転(令和3年4月予定) 住所及び電話番号が変わります。 詳細は、今後、旭市ホームページに掲載します。	18歳未満の児童生徒とその保護者	◎	◎	△	直営	不登校・児童養育問題など
		福祉の総合相談	中核地域生活支援センター海匠ネットワーク、旭市障害者虐待防止センター 365日24時間 訪問相談も実施 夜間は電話転送にて対応 (電話:0479-60-2578 FAX:0479-60-2579)	市民	◎	◎	◎	委託	障害者への虐待問題、権利擁護など福祉(生活)全般にわたる相談
DV	市民生活課市民生活支援班	電話:0479-62-5396 月～金 8:30～17:00 住所:旭市二の1920番地 人権・行政相談 第2火曜日(祝日の場合は翌日)13:30～15:30 庁舎移転(令和3年4月予定) 住所及び電話番号が変わります。 詳細は、今後、旭市ホームページに掲載します。	パートナーからの暴力等に悩む人	◎	◎	×	直営	配偶者からの暴力に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携し、助言、支援等を行う。	

市町村の相談・支援窓口（海匠地区）

※◎：常時実施している ○：実施しているが不定期 △：実施することもある ×：実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法※			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
匠 市	ひきこもり	匠崎市家庭児童相談室 (福祉課子育て支援班)	電話:0479-73-0096 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:匠崎市八日市場ハ793-2 (メール)f-kosodate@city.sosa.lg.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭児童相談員が学校や家庭生活における困り事等の相談を実施。
	不登校	匠崎市指導センター	電話:0479-72-1504 月～金 9:00～17:00 住所:匠崎市八日市場ハ793-35 (メール)g-shido@city.sosa.lg.jp	小中学生とその保護者	◎	◎	◎	直営	教員が不登校等の相談を実施
		匠崎市家庭児童相談室 (福祉課子育て支援班)	電話:0479-73-0096 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:匠崎市八日市場ハ793-2 (メール)f-kosodate@city.sosa.lg.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭児童相談員が学校や家庭生活における困り事等の相談を実施。
	発達障害・心の健康	匠崎市家庭児童相談室 (福祉課子育て支援班)	電話:0479-73-0096 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:匠崎市八日市場ハ793-2 (メール)f-kosodate@city.sosa.lg.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭児童相談員が発達相談等の相談を実施。
	児童虐待	匠崎市家庭児童相談室 (福祉課子育て支援班)	電話:0479-73-0096 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:匠崎市八日市場ハ793-2 (メール)f-kosodate@city.sosa.lg.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭児童相談員が、家庭で子どもを育てることが難しい等の悩みごとの相談を実施。
	非行犯罪被害	匠崎市指導センター	電話:0479-72-1504 月～金 9:00～17:00 住所:匠崎市八日市場ハ793-35 (メール)g-shido@city.sosa.lg.jp	小中学生とその保護者	◎	◎	◎	直営	教員が非行、犯罪被害等の相談を実施
	DV	匠崎市家庭児童相談室 (福祉課子育て支援班)	電話:0479-73-0096 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:匠崎市八日市場ハ793-2 (メール)f-kosodate@city.sosa.lg.jp	18歳未満の児童とその保護者、65歳以下の被害者	◎	◎	◎	直営	母子父子自立支援員が、今後の生活支援等について相談を実施。
	生活困窮総合相談	生活支援相談窓口 (匠崎市社会福祉協議会)	電話:0479-67-5200 月～金 8:30～17:15 住所:匠崎市今泉6491番地1 野栄福祉センター内 (メール)info@sousashishakyo.jp	市内在住で困りごとがある方(子ども・若者の本人、家族、その他関係者)	◎	◎	◎	委託	経済的な問題やひきこもりなど、生活上のさまざまな困りごとについて、相談支援員(社会福祉士等)が対応します。適切な制度を紹介したり、一人ひとりの事情に合わせた支援計画を作成して就労支援等の継続的な支援を行います。同じ窓口で、学費等を貸し付ける生活福祉資金の相談も可能です。相談費用は無料です。